



顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

キャリアアップ助成金

令和 7 年 4 月以降からキャリアアップ助成金が改正されました。

キャリアアップ助成金とは有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

【キャリアアップ助成金の概要】

<正社員化コース>

就業規則または労働協定その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者を正社員化した場合に助成されます。

<障害者正社員化コース>

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期限雇用労働者に転換する。もしくは、無期限雇用労働者を正規雇用労働者に転換する。いずれかの措置を継続的に講じた場合に助成されます。

<賃金規定等改定コース>

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。

<賃金規定等共通化コース>

就業規則または労働協約の定めるところにより、雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職場等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成されます。

<賞与・退職金制度導入コース>

就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給又は積立を実施した場合に助成されます

<社会保険適用時処遇改善コース>

雇用する短時間労働者に、新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取り組みを行った場合。もしくは、週の所定労働時間を 4 時間以上延長する等を実施し、

当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、被保険者となった場合。いずれかの取り組みを講じた場合に助成されます。

【キャリアアップ助成金の改定内容】

1. 正社員化コース 支給対象者の範囲と助成額の変更

| 現 行 | |
|--|--|
| 有期→正規 80万円(60万円) 無期→正規 40万円(30万円) | |
| 【加算措置／加算額】 <ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28.5万円 母子家庭の母等又は父子家庭の父 9.5万円(有期→正規の場合) 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 9.5万円(一部11万円)(有期→正規の場合) 等 | |
| 改 正 後 | |
| 【重点支援対象者】 有期→正規 80万円(60万円) 無期→正規 40万円(30万円) | 【重点支援対象者以外】 有期→正規 40万円(30万円) 無期→正規 20万円(15万円) |
| 「重点支援対象者」とは | |
| a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 | |
| ※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします | |

新規卒者については、雇入れられた日から起算して ()は大企業の助成額
 1年未満のものについては、支給対象者から除外しました。

2. 賃金規定等改定コース 支給区分の新設と助成額の変更、加算措置の新設

基本給の賃金規定等3%以上増額改定の支給区分を2区分から4区分と増やし、助成額が拡充となります。

| 現 行 | | | |
|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 3%以上5%未満 | | 5%以上 | |
| 5万円(3.3万円) | | 6.5万円(4.3万円) | |
| 改 正 後 | | | |
| 3%以上 4%未満 | 4%以上 5%未満 | 5%以上 6%未満 | 6%以上 |
| 4万円 (2.6万円) | 5万円 (3.3万円) | 6.5万円 (4.3万円) | 7万円 (4.6万円) |

また、加算措置といたしまして有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に1事業所当たり1回のみ20万円が加算されます。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。